

宅建業法主管課のコーナー

山形県 県土整備部建築住宅課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

TEL 023-630-2154 FAX 023-630-2639

山形県庁ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

○建築住宅課の紹介

当課は、宅地建物取引業法等を担当する住宅地担当のほか、庶務を行なう庶務担当、建築基準法、建築士法等の建築行政を担当する建築指導担当、県営住宅の管理・建設等を担当する公営住宅担当、住宅関連の企画調整を行なう企画担当、建築物耐震改修などの地震防災対策を行なう建築物耐震化担当、県有建物の営繕・設備工事等を行なう営繕室により構成され、合計36名体制となっております。

住宅地担当は3名体制で、宅地建物取引業法のほか、県産材を使用した新築住宅等への利子補給や木造住宅のリフォームを行なう方への資金融資、その他住宅関連施策を担当し、来課・電話での様々な問い合わせの対応に追われながら業務を行っております。

宅建業の諸手続きについては、取引主任者関係の手続きについては当課を窓口としますが、業者関係の手続きは県内に4箇所ある総合支庁の建築課を窓口とし、免許の新規・更新申請があった業者については、建築課の職員が事務所調査を行い宅建業法について指導しております。

山形県の業者数は平成22年3月31日現在で大臣免許3業者、知事免許が789業者となっております。ここ数年は減少傾向が続いております。

○山形県の紹介

昨年は、サッカーJ1モンテディオ山形の活躍や、当県の庄内地方をロケ地とした映画

「おくりびと」のアカデミー賞受賞、大河ドラマ「天地人」の放送など、ちょっとした「山形ブーム」が巻き起こった1年間でした。観光客数も平成20年度と比較して6.4%の増加とその効果が数値にも表れております。

さて、今年になってそのブームもひと段落…といったところですが、今年も山形県はがんばっております。まず、昨シーズンJ1残留を果たし健闘を見せたモンテディオ山形。今シーズンも原稿執筆時で10位と昨シーズン以上の結果を残しており、このまま好調を維持すれば今年もJ1残留できるはずです。

それから山形期待の新ブランド米『つや姫』が今秋に本格デビューいたします。『つや姫』の特徴はなんといってもその「美味しさ」です。(財)日本穀物検定協会の食味官能試験において、参考出品ながら、「粒がそろっている」、「艶がある」、「甘みがある」、「うま味がある」などのコメントと最高ランクの「特A」の評価を得ております。この



「RETIO」79号が発行される頃には店頭には並ぶはずですので、ぜひお買い求めいただき、その「美味しさ」を実感してください！

期待の新品種「つや姫」

宅建業法主管課のコーナー

長崎県 土木部建築課

〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13

代表電話 095-824-1111(内線3093) 直通電話 095-894-3093 FAX 095-827-3367

長崎県庁ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp>

○平成22年の長崎と言えば

何はさておき、坂本龍馬です。大河ドラマもいよいよ大詰めを迎えるところですが、我が長崎県も大河効果で関連施設の入場者数が軒並みUPし、観光県長崎としましてはこれを一過性にしないようにと種々方策が練られています。

10月の7～9日に開催の長崎くんち、紅葉・霧氷の雲仙、中華街を中心に旧正月に開催されるランタンフェスティバルとこれからも見所が目白押しです。また、新装なったハウステンボスも見逃せませんし、この3月にオープンした、黒川紀章氏が実施設計まで手掛けた遺作である一支国博物館（壱岐市）も是非訪れていただきたいところです。また、隠れた観光資源としては長崎歴史文化博物館（これも、黒川氏の設計です）の寸劇もお勧めです。

○建築課の紹介

当課は併任職員を含めると総勢42名の大所帯で、課長、総括課長補佐以下、6つの班で構成されており、長崎県の目標である「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県」を目指し、住む方々にも訪れる方々にも、快適で魅力的な地域づくりを推進するため、県の重点課題等に対応する各種施策に積極的に取り組んでおります。

課の主要事業のひとつに、県立総合運動公園新陸上競技場（仮称）の新築工事があります。地上4階建、延面積：約30,000㎡、収容

人員：約20,000人、建設期間：平成22年度から27ヶ月間にわたる大規模プロジェクトで、第69回国民体育大会（2014国体）の開・閉会式のメイン会場となる予定です。

また、公立学校施設の耐震化につきましても、実施率こそまだまだですが、伸び率は小中学校で全国2位、高等学校で全国3位（平成21年度実績）と力を入れている事業のひとつです。

宅建業につきましては、業者等の指導に関する事務基準（内規）等を整理し、また「監督処分基準九州版」の平成23年4月1日施行に向けて九州各県とともに検討を重ねているところです。

昨今の消費者意識の変化、関連する法整備、法テラスの普及などにより、宅建関係の苦情・相談は複雑多岐にわたっておりますが、常に公平・公正をモットーに業務に邁進したいと考えております。



一支国博物館